

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	食料品等物価高騰支援事業	<p>①食料品等の価格高騰により家計への負担が増している状況を踏まえ、町民の生活を支援するためにプリペイド型ギフトカードの配布を行う。</p> <p>②配布に係る事業費及び事務費</p> <p>③職員手当等 500,000円=500千円 需用費 89,320円=90千円 役務費 14,128,400円=14,129千円 委託料 227,533,004円=227,534千円 合計 242,253千円</p> <p>④令和8年1月1日時点で、本町の住民基本台帳に登録されている者(対象者:33,694人)</p>	R8.1	R8.3
2	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	物価高騰対策支援金交付事業(事業者支援分)	<p>物価等の高騰による影響を受けている中小企業者に対し、支援金5万円を交付することにより、町内の中小企業者等の事業継続の下支えに寄与する。</p> <p>① 物価等高騰により影響を受ける事業者に支援金を交付することで事業継続の下支えとなる。</p> <p>② 報酬 211,068円 職員手当 456,025円 旅費 0円 需用費 57,792円 役務費 169,293円 負担金補助及び交付金 30,100,000円 合計 30,994,178円=30,995,000円</p> <p>③ 法人市民税1.2号 159社 個人事業主 443名 602件 × 50,000円 = 30,100,000円</p> <p>④ 令和7年1月1日を基準日とし ・基準日までに大治町内に事業所を開設している、資本金が1千万円以下の法人。 ・基準日までに大治町内に事業所を開設している個人事業主 ・基準日に大治町に住民登録している個人事業主</p>	R7.6	R7.11
3	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	令和7年度大治町立小中学校給食費補助事業(食材価格高騰対応分)	<p>①目的 原油価格・物価の高騰により食材費が増加し、令和4年9月から増額した給食費の一部を補助し、保護者の負担を軽減する。</p> <p>②交付金を充当する経費内容 負担金補助及び交付金</p> <p>③積算根拠(対象数、単価等) 一人1食あたり20円×給食提供数(年間) 大治小学校 20円 × 160,159食 = 3,203,180円 大治南小学校 20円 × 101,211食 = 2,024,220円 大治西小学校 20円 × 115,628食 = 2,312,560円 大治中学校 20円 × 169,984食 = 3,399,680円 計 10,939,640円</p> <p>④事業の対象(交付対象者、対象施設等) 町立小中学校に通う児童生徒の保護者(なお、対象者に教職員の給食費は含まれていない)。</p>	R7.4	R8.3
4	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	大治町立小中学校給食費補助事業(学校給食費保護者負担軽減対応分)	<p>①目的 保護者に対する物価高騰対策の一環として、給食費の一部を補助し、保護者の負担を軽減する。</p> <p>②交付金を充当する経費内容 負担金補助及び交付金</p> <p>③積算根拠(単価、対象数等) 大治小学校 200円 × 881人 × 11月 = 1,938,200円 大治南小学校 200円 × 562人 × 11月 = 1,236,400円 大治西小学校 200円 × 625人 × 11月 = 1,375,000円 大治中学校 200円 × 1,015人 × 11月 = 2,233,000円 計 6,782,600円</p> <p>④事業の対象(交付対象者、対象施設等) 町立小中学校に通う児童生徒の保護者の負担軽減として学校給食会計への補助。(なお、対象者に教職員の給食費は含まれていない。)</p>	R7.4	R8.3

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
5	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	令和7年度大治町立小中学校給食費補助事業(物価高騰対応分)(R6補正活用分)	①目的 物価の高騰により食材費が増加し、増額した給食費の一部を補助し、保護者の負担を軽減する。 ②交付金を充当する経費内容 負担金補助及び交付金 ③積算根拠 (単価(小学校40円・中学校50円) × 給食提供数(年間)) 大治小学校 40円 × 160,159食 = 6,406,360円 大治南小学校 40円 × 101,211食 = 4,048,440円 大治西小学校 40円 × 115,628食 = 4,625,120円 大治中学校 50円 × 169,984食 = 8,499,200円 計 23,579,120円(うち、15,343,000円充当) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等) 町立小中学校に通う児童生徒の保護者の負担軽減として学校給食会計への補助。(なお、対象者に教職員の給食費は含まれていない。)	R7.4	R8.3
6	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	令和7年度大治町立小中学校給食費補助事業(物価高騰対応分)(R7予備費活用分)	①目的 物価の高騰により食材費が増加し、増額した給食費の一部を補助し、保護者の負担を軽減する。 ②交付金を充当する経費内容 負担金補助及び交付金 ③積算根拠 (単価(小学校40円・中学校50円) × 給食提供数(年間)) 大治小学校 40円 × 160,159食 = 6,406,360円 大治南小学校 40円 × 101,211食 = 4,048,440円 大治西小学校 40円 × 115,628食 = 4,625,120円 大治中学校 50円 × 169,984食 = 8,499,200円 計 23,579,120円(うち、8,236,120円充当) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等) 町立小中学校に通う児童生徒の保護者の負担軽減として学校給食会計への補助。(なお、対象者に教職員の給食費は含まれていない。)	R7.4	R8.3
7	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	保育所給食費軽減対策支援補助事業	①物価高騰の影響を受けながら利用児童に対して安定的な給食を実施している保育所等を支援する観点から、町内保育所等に補助を実施する。 ②令和7年度分(7~9月分) 2,848,800円 × 1/3 = 949,600円 ≈ 949,000円(県2/3 1,899,000円) ③令和7年度分(7~9月分) 給食実施数28,488食 × 1食あたり100円 = 2,848,800円 ④大治東保育園、大治はなつね保育園、大治南保育園(なお、対象者に教職員の給食費は含まれていない。)	R7.7	R7.9
8	⑨推奨事業メニュー 例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	青色防犯パトロール実施事業	①物価高騰の影響を受けた、地域を犯罪から守る活動を行う生活者に対して、安全・安心な地域の構築に係る費用の負担軽減のため、町内一円で青色防犯パトロール車を行走する。 ②令和7年4月~9月分 委託料 2,089,000円 ③一式 2,089,000円 ④町民	R7.4	R7.9
9	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	保育所給食費軽減対策支援補助事業(追加分)(R7予備費活用分)	①物価高騰の影響を受けながら利用児童に対して安定的な給食を実施している保育所等を支援する観点から、町内保育所等に補助を実施する。 ②令和7年度分(対象期間追加分) 13,751,970円 × 1/3 = 4,583,990円 ≈ 4,585,000円 (県2/3 9,167,000円) ③令和7年度分(対象期間追加分) 29,177食 × 1食あたり100円 = 2,917,700円(4~6月分) 30,371食 × 1食あたり170円 = 5,163,070円(10~12月分) 平日1日あたり児童数567人(≈570人) × 給食実施日数 58日 × 1食あたり170円 = 5,620,200円(1~3月分) 土曜日1日あたり児童数23人(≈25人) × 給食実施日数 12日 × 1食あたり170円 = 51,000円(1~3月分) 2,917,700円 + 5,163,070円 + 5,620,200円 + 51,000円 = 13,751,970円(うち充当額2,562千円) ④大治東保育園、大治はなつね保育園、大治南保育園(なお、対象者に教職員の給食費は含まれていない)	R7.4	R8.3

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
10	①食料品の物価高騰に対する特別加算	保育所給食費軽減対策支援補助事業(追加分)(R7補正活用分)	<p>①物価高騰の影響を受けながら利用児童に対して安定的な給食を実施している保育所等を支援する観点から、町内保育所等に補助を実施する。</p> <p>②令和7年度分(対象期間追加分) $13,751,970円 \times 1/3 = 4,583,990円 \approx 4,585,000円$ (県2/3 9,167,000円)</p> <p>③令和7年度分(対象期間追加分) $29,177食 \times 1食あたり100円 = 2,917,700円$(4~6月分) $30,371食 \times 1食あたり170円 = 5,163,070円$(10~12月分) 平日1日あたり児童数567人(≈570人) × 給食実施日数58日 × 1食あたり170円 = 5,620,200円(1~3月分) 土曜日1日あたり児童数23人(≈25人) × 給食実施日数12日 × 1食あたり170円 = 51,000円(1~3月分) $2,917,700円 + 5,163,070円 + 5,620,200円 + 51,000円 = 13,751,970円$(うち充当額2,022千円)</p> <p>④大治東保育園、大治はなつね保育園、大治南保育園(なお、対象者に教職員の給食費は含まれていない)</p>	R7.4	R8.3